

生活交通確保維持改善計画（地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係）（案）

平成28年6月28日

（名称）村上市地域公共交通活性化協議会
（代表者名）会長 村上市長 高橋 邦芳

0. 生活交通確保維持改善計画の名称
村上市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
<p>村上市の公共交通機関網は、広域交通（地域間幹線系統）としての鉄道や高速バス、合併前の旧市町村間を結ぶ路線バスを軸に構成されている。</p> <p>これらの公共交通については、車を運転できない高齢者等を中心に、通院、買い物、通学など生活に必要な交通として機能している。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、本市の公共交通利用者は減少を続け、市内を運行する路線バスは全路線が廃止代替路線バスとなり、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。</p> <p>また、新潟県総面積の9.8%を占める広大な面積の本市には、山間部や海岸部などの一部地域では、交通手段そのものが確保されておらず、住民に不便を強いている状況にある。</p> <p>加えて高齢化が進行していることから、市民の通院・買い物を中心とした生活に必要な移動手段を確保していくことが必要である。</p> <p>本市では、平成22年度に「村上市地域公共交通総合連携計画」を策定し、交通空白地域・不便地域の解消のため、平成23年10月から市街地内のまちなか循環バス、荒川地区、神林地区等においてデマンド型タクシーの運行に取り組んできた。</p> <p>平成25年10月から、せなみ巡回バスを新たに運行し、瀬波地区内の病院への通院手段、瀬波地区住民の市街地方面への移動手段、観光来訪者の瀬波温泉への移動手段の確保を図る。村上～塩野町～北中線は、住民ニーズを踏まえ、市街地の交通網整備のため、経路の見直しを行い、市街地の国道7号沿線を新たに経由する。</p> <p>今後も、地域公共交通確保維持事業により、まちなか循環バス、せなみ巡回バス、村上～馬下～寒川線及び村上～塩野町～北中線を確保・維持し、市民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
（1）事業の目標
<p>各系統の日平均利用者数の実績を勘案して次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなか循環バス系統 40人以上 ・村上～馬下～寒川 16人以上 ・せなみ巡回バス 14人以上 ・村上～塩野町～北中 30人以上
（2）事業の効果

まちなか循環バス、村上～馬下～寒川線、せなみ巡回バス及び村上～塩野町～北中線を運行・維持することにより、高齢者や学生等の日常生活に必要な移動手段、市街地への移動手段が確保される。

また、鉄道などの広域交通、既存の路線バスと接続する路線バスを運行・維持することで、効率的な運行体系が実現でき、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」…別添

① 予定している時刻表・運行予定期間

予定している時刻表…別紙「時刻表」のとおり

運行予定期間…下記③のとおり

② 運行事業者決定の経緯

新潟交通観光バス(株)は、市民の生活移動を支える担い手として地域の信頼を得ており、安全輸送の確保が期待できる。

当該系統の維持目的は、地区内住民の通院、通学、買い物時の移動手段の確保であり、大雪など不測の事態にも迅速に対応でき、通年を通して円滑な運行が期待できる。

交通事業は地場に根付いた産業としての側面を有し、事業者が継続して運行することで地域の交通手段が維持・確保され、雇用を含め地域経済の安定に寄与する。

③ 運行予定期間

(1) まちなか循環バス系統

・小回り循環 平成23年10月1日～

・大回りー小回り循環 平成25年3月1日～

(2) 村上～馬下～寒川線 平成25年3月1日～

(3) せなみ巡回バス 平成25年10月1日～

(4) 村上～塩野町～北中線 平成25年10月1日～

④ 既存交通や地域間交通との関係や整合性

本市の地域間交通ネットワークである鉄道と村上駅で接続し、地域内フィーダー系統を構築している。

運行については、地域内で運行するバス事業者及びタクシー事業者(代表)が参加する村上市地域公共交通活性化協議会において協議・合意がされており、整合性は図られている。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

新潟交通観光バス株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

7. 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
8. 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【 <u>地域内フィーダー系統のみ</u> 】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付
10. 車両の取得に係る目的・必要性【 <u>車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【 <u>車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない (1) 事業の目標
(2) 事業の効果
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額(表 6 及び表 7 又は表 8 及び表 9)【 <u>車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
14. 協議会の開催状況と主な議論

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
平成 22 年 2 月 9 日	村上市地域公共交通活性化協議会設置
平成 23 年 3 月	村上市地域公共交通総合連携計画策定
平成 28 年 6 月 28 日	平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意(予定)
15. 利用者等の意見の反映	
※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
厚生連村上総合病院において利用者等の意見を聞き取った。 協議会には、各種団体等から利用者及び住民の代表が参加しており、協議会での議論を反映して計画を作成した。	
16. 協議会メンバーの構成員	
※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
関係都道府県	新潟県村上地域振興局企画振興部地域振興課長
関係市区町村	村上市長
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社総務部企画室長 新潟交通観光バス株式会社取締役社長 村上市ハイヤー・タクシー協会代表 国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所担当課長 国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長 新潟県村上地域振興局地域整備部計画調整課長 村上市建設課長 新潟県村上警察署交通課長
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局企画観光部交通企画課長 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	長岡技術科学大学大学院教授 村上商工会議所代表 村上市4商工会代表 村上市各地区区長会代表 村上市内高等学校PTA代表 村上市老人クラブ連合会代表 村上市観光協会代表 新潟交通観光バス労働組合代表 村上市学校教育課長 村上市介護高齢課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県村上市三之町1番1号

(所 属) 村上市自治振興課

(氏 名) 国井 敏文

(電 話) 0254-53-2111 内線 333

(e-mail) jichi-sk@city.murakami.lg.jp